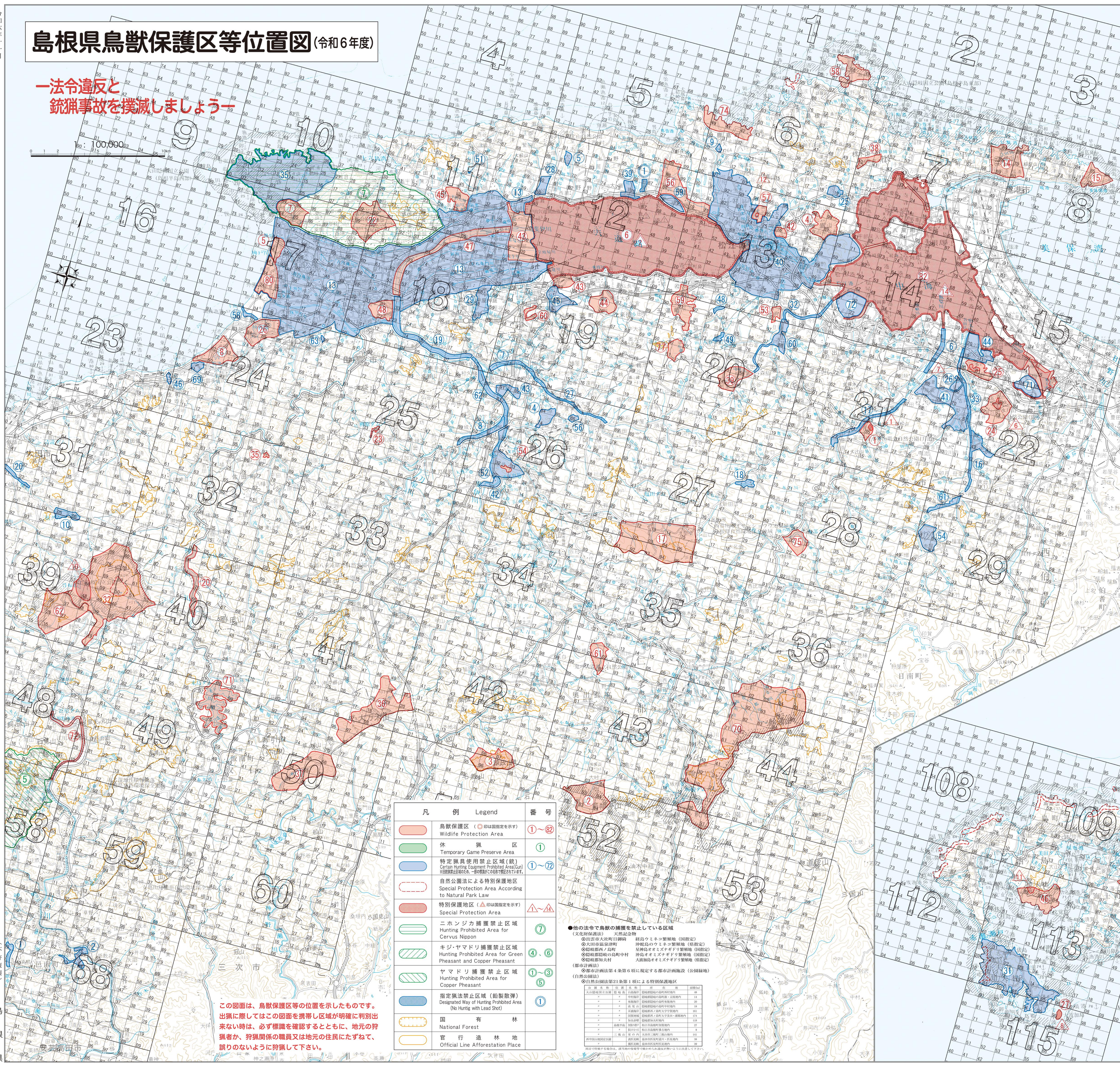


島根県鳥獣保護区等位置図(令和6年度)

一法令違反と銃猟事故を撲滅しましょう



凡例 Legend	番号
鳥獣保護区 (●印は指定を示す) Wildlife Protection Area	①~⑫
休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
特定猟具使用禁止区域(銃) Designated Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	①~⑦
自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
特別保護地区 (▲印は指定を示す) Special Protection Area	▲①~▲④
ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus nippon	⑦
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Pheasant and Copper Pheasant	④, ⑥
ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	①~③, ⑤
指定猟法禁止区域(鉛製散弾) Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Hunting with Lead Shot)	①
国有林 National Forest	
官行造林地 Official Line Afforestation Place	

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず協議を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないよう狩猟して下さい。

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

①文化財保護法 大鳥忌念物

②市町村条例

③自然公園法

④自然公園法第21条第1項による特別保護地区

- 島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
- 出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
- います。
- 狩猟期では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
- 環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないと考えをもつこと。
2. 獲物の数を跨るような風習をやめよう。
3. 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4. わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5. 半死した場合は、追跡して回収すること。
6. 先着の狩猟者の先取りをしないようにすること。
7. 他の狩猟者が狙っている獲物は、銃口を向けないようにすること。
8. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9. 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10. 山火事を起こさないように注意すること。
11. 電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

- (1) 安全装置を通信しないこと。
- (2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信があれば発射しないこと。
- (3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
- (4) 山林内の作業箇所的人身事故に注意すること。
- (5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●NTTからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されており、狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることとなります。狩猟者の皆さんは、電話線が通している場所では十分注意していただき、事故のないよう狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区分	名称	所在地	電話番号
本庁	島根県鳥獣保護課	松江市松江1-1-1	0852-22-5160
支庁	東出雲郡 鳥獣保護課	松江市東津町1-1-1	0852-22-5664
	中出雲郡 鳥獣保護課	松江市中津町1-1-1	0852-22-5658
	西出雲郡 鳥獣保護課	松江市西津町1-1-1	0852-22-5659
地方機関	西出雲郡 鳥獣保護課	松江市西津町1-1-1	0852-22-5664
	島根県庁 鳥獣保護課	松江市島根町1-1-1	0852-22-5663
	島根県庁 鳥獣保護課	松江市島根町1-1-1	0852-22-5672
	島根県庁 鳥獣保護課	松江市島根町1-1-1	0852-22-5673
	一般社団法人島根県鳥獣愛護会	松江市島根町1-1-1	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

●出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟して下さい。

年月日	区分	日の出	日没	隠岐の島
11月1日	日の出	6:29	6:32	6:29
	日没	17:13	17:18	17:11
11月15日	日の出	6:43	6:46	6:43
	日没	17:01	17:06	16:59
12月1日	日の出	6:58	7:01	6:59
	日没	16:55	17:00	16:52
12月15日	日の出	7:09	7:12	7:10
	日没	16:56	17:02	16:53
1月1日	日の出	7:17	7:19	7:19
	日没	17:06	17:11	17:03
1月15日	日の出	7:16	7:19	7:17
	日没	17:18	17:25	17:15
2月1日	日の出	7:08	7:10	7:08
	日没	17:26	17:40	17:33
2月15日	日の出	6:54	6:58	6:54
	日没	17:50	17:54	17:48
2月28日	日の出	6:39	6:42	6:39
	日没	18:02	18:09	18:00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

国有林へ入林する場合は「入林届」を提出してください。国有林以外も、常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意の必要があります。県有林は、できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。

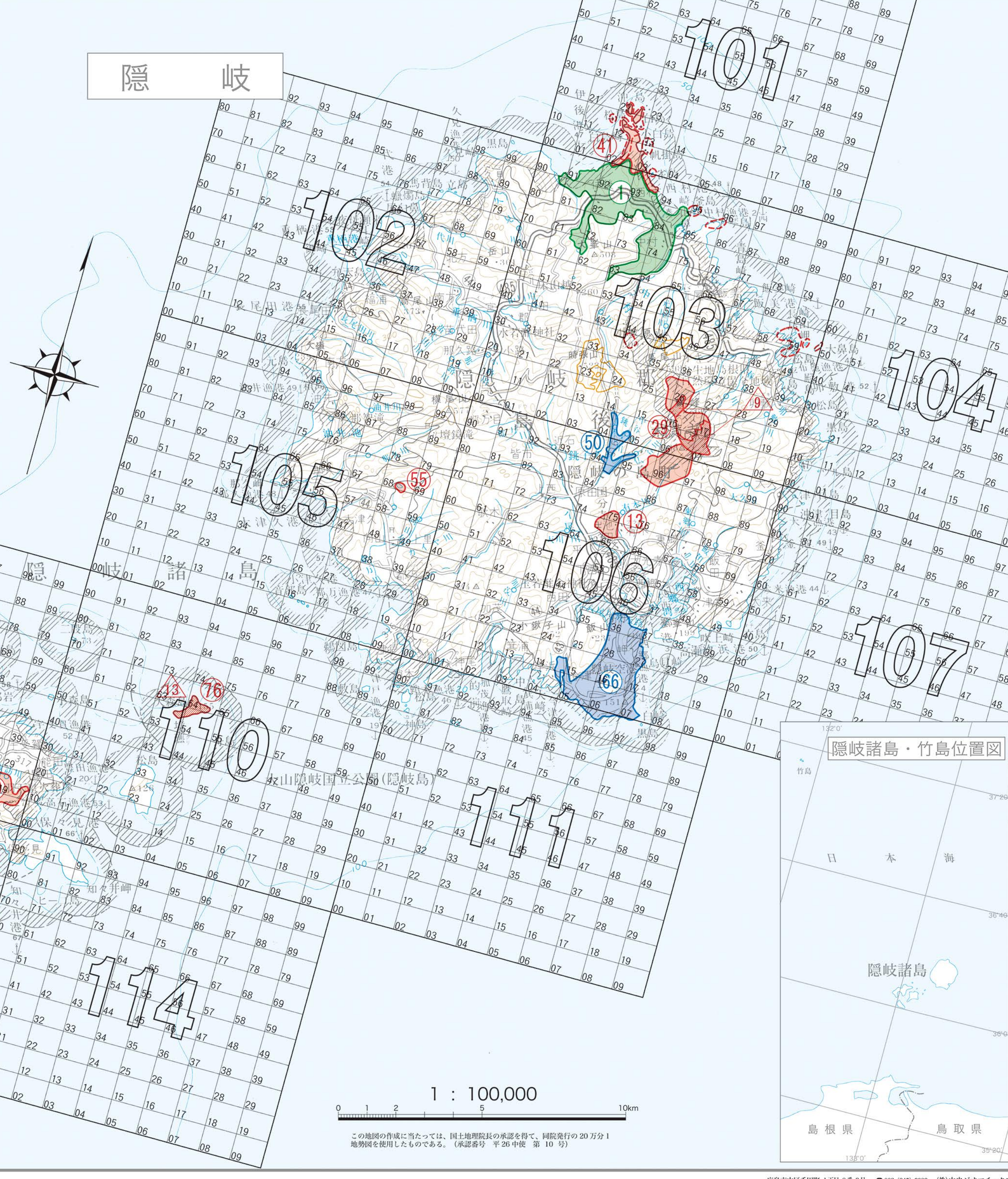
●狩猟者登録証の返納について(鳥獣保護管理法第66条関係)

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

(記入例) 狩猟者登録証

06 狩猟者登録証		07 報告様式	
氏名	住所	年月日	報告内容
性別	職業	猟の種類	目的の鳥獣名
年齢	電話番号	捕獲場所	捕獲数
印			



隠岐諸島・竹島位置図